

横浜家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

令和4年6月23日（木）午前10時00分～午後0時00分

第2 場所

横浜家庭裁判所大会議室（本館5階）

第3 出席者

（委員）五十音順、敬称略

伊藤薫、鬼澤友直、菊地哲也、日下部克通、高本雅通、佐藤基、庄司宗弘、杉浦幸信、瀬尾裕香、辻昌文、平井美佳、平沼義幸、宮生和郎、渡辺穰

（事務担当者）

首席家庭裁判所調査官、家事首席書記官、少年首席書記官、家事次席家庭裁判所調査官、家事次席書記官、主任家庭裁判所調査官、家事部総括主任書記官、家事部主任書記官、事務局長、総務課長、総務課課長補佐、総務課庶務係長

（オブザーバー）

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課地域福祉グループ副主幹 長田 佳子

神奈川県弁護士会所属弁護士 松木 崇

横浜家庭裁判所部総括判事 武藤 真紀子

第4 テーマ

「横浜家裁における成年後見制度の利用促進に関するこれまでの取組と今後の展望について」

第5 議事概要

1 新任委員の紹介等

2 テーマ趣旨説明

3 テーマに関する基本説明

家事次席書記官及び主任家庭裁判所調査官から今回のテーマについて説明を行い、神奈川県地域福祉課、神奈川県社会福祉協議会及び神奈川県弁護士会から各機関の取組等について順次説明があった。

4 意見交換（以下、◎委員長、○委員、◆オブザーバー）

◎ 司法機関である裁判所が、行政の政策にここまで深く関わることは、歴史上余りなく、それだけ高齢化社会の問題は深刻となっていると思います。

この委員会では、個別の政策について細かく議論をするというよりは、委員の皆様の社会的背景をベースにして裁判所の在り方について、ご意見をいただければと思います。今回のテーマは、後見制度の利用促進ですが、必ずしもこれに縛られずに後見制度、高齢化社会の状況、その中で公共機関としての家庭裁判所の役割等について、ご意見をいただければと思います。

先ほど神奈川県社会福祉協議会の活動をご紹介いただきましたが、社会福祉協議会においていわば司令塔としてご活躍される中で、個人的に苦勞しているところについては、いかがでしょうか。

- 日常生活自立支援事業から後見制度へどう移行していくのかは、市町村でも苦勞されています。もちろん本人の意向もあるのでしょうけれど、なかなかそれが進まない現状があります。また後見制度への移行の見極めが難しいと聞いています。

例えば、ケアマネジャー等支援者からの相談も身上保護、生活面というよりは、本人が財産管理できないため日常生活支援事業を利用してはという内容が多いと聞いています。最近の傾向として、保佐、補助が多くなっているとすると、やはり日常生活自立支援事業と重なる部分があるのかなと思っています。

- ◎ 銀行において、後見開始決定前に預金を下ろせる制度を開始したという新聞報道に触れたことがあります。その仕組みや高齢者対応はどうなっているのでしょうか。
- 後見支援預金あるいは後見支援信託というものです。これは、財産を金融機関にお預けいただいて、必要な金額を一定の間隔で払い出すという預金あるいは信託です。もっとも、全国の金融機関で取扱いにばらつきがあります。また、一部利用者からは使いづらいという声も聞いています。

もう一つは、制度というよりも運用ですが、判断能力が難しい預金者であっても、一定額までは払戻しをする、あるいは使用目的を明確にしたうえで病院に振り込むという対応を、各金融機関の判断で行っていることがあります。判断能力に不安がある方との取引は、金融機関にとっては常に取消のリスクがあるわけですが、相手方、具体的には預金者の判断能力が多少難しいと思っても、リスクをとって払戻しをする金融機関もあります。こちらでも取扱いは一律ではなく、金融機関が個別の対応や運用を行っているのが現状です。全銀協で、高齢者ニーズに対するガイドラインはあるものの、これに関して各銀行の対応が追い付いていない実情があります。どちらかという、もう少し使い勝手を良くしないと難しいというのが感想です。

- ◎ 使い勝手が悪いというのは、預金を下ろす際に手続きが煩雑ということでしょうか。
- 手続きの煩雑さもありますが、金融機関側のリスクに対する考え方のばらつきがあり、リスクに対する評価、対応が画一化されていないことがあります。もっとも、もう一つの問題として不正、例えば、なりすましなどをどう防ぐかは、道半ばでございまして、預金者から委任、委託を受けている方の申出に対し、断っているケースもあり、トラブルになるケースもございまして。金融機関側もまた試行錯誤しながら対応しているのが実情です。
- ◎ 地方銀行など、地域に密着した金融機関の方が、高齢者への払戻しに対応しているということはあるのでしょうか。
- 確かに、地方銀行の方がお客様の属性を知っていることが多いので、ご本人の能力に不安がある場合でも、ご家族と連絡を取って支払いを行うことがあります。もっとも、その場合でも金額が大きいなどのケースでは、支払いが難しいことがあります。これは、金融機関の運用の話です。
- 認知症がこれから6人に1人となるという説明を聞くと、高齢化社会を迎え、制度の利用対象者が増えてくるのだろうと思いました。本日のテーマは、後見制度の利用促進ですが、割合にしては非常に少ないという説明を受けましたので、制度普及のためにメディア

として広報が必要であれば、当然させていただきたいと思います。

本日の基本説明にあったように20万以上の方が、実際に後見制度を利用されている。これを割合的には必要な方が利用していると理解するのか、あるいはまだまだ足りないのか、その辺りが感覚的に分からないと思いました。逆にこれが普及して、みんなが使うようになった場合、裁判所が対応できるのかが、よくつかめなかったというのが感想です。

◎ 利用者数が増えた場合、裁判所が対応できるかについては、いかがでしょうか。

◆ 現在の後見制度は、一度開始するとずっと監督事務を続けることとなります。開始よりも監督を終了する方が少ない状態がずっと続くこととなりますから、件数が増加していくのであれば、裁判所の仕事の仕方や体制についても考えていかないと難しいと思っています。

○ 先ほども後見制度のメリットが理解されていないという話がありましたし、不正行為があったという新聞記事の方が多という印象ですので、制度理解について、地元メディアとしても浸透させていく必要があるかなと思いました。

今回、高齢化社会がテーマということで、認知症の高齢者を主なターゲットとしてお話がありました。障害のある子をもった親御さんと療育活動を一緒に行う機会があり、その中で、親亡き後の課題についても、後見制度が大事な部分を担うものだと思います。高校生や20歳位の障害のある子を持つ親御さんと話をする中で、後見制度のメリットがあるように感じられない、使い勝手が悪いように感じるという話を聞くことがあります。それはあくまでも一例ですが、親権の問題とも関わりがあって、財産管理の問題では、親御さんは、ご本人の成人後、成年後見人をつけた段階で、財産管理の権限が後見人に移るという点に、不便さを感じてしまっている。後見にも、信託にもそれぞれ課題があると思うのですが、療育活動に関わる先生は、遺言と信託と後見を合わせて3本をミックスして、それぞれの弱点を補いながら利用するのはどうかとアドバイスされておりました。それぞれの制度的な弱点はありつつも、現場では工夫して使っているのが実際なのかなと、お話ししながら、勉強させてもらいながら感じたところです。

本人の意思決定支援一つにしても、その子の障害特性、本人の意思がどこにあるのかを、引き出して理解するのは、本当に根気が必要な作業で、時間がかかるものであり、親御さんや支援者が長い時間をかけて理解しながら積み上げていくものなので、国や支援者、後見人との連携がとても大事だなと思いました。一つの制度でベストなものは、今の時代、難しいのかな、いろいろと組み合わせしていくしかないのかなと思っています。

一点、質問があるのですが、弁護士会の報告で、後見人候補者の登録者数が減ったとありましたが、いろいろな要因があるということですが、弁護士に期待されるものが増えていく半面、報酬が少ないということがあるのでしょうか。どのような要因があるのでしょうか。

◆ ご指摘の要素もあると思いますが、複雑な家庭状況の案件で疲弊される会員もおられますし、報酬面に不満を持たれる方、研修を義務化したことで手続的に漏れてしまった方など、複合的な理由が考えられます。一方で、新規登録も増えており、熱心な会員が逆に集まったということだと思います。

○ 今のクリニックで務める前は、いわゆる精神病院で働いていたので、認知症の病棟があり、重症の精神病患者がいらっやあって、後見人のお世話になることがありました。認知

症の方は、入院されて途中から後見人をつけるための診断書を書くことがあります。財産管理をするために後見人をつけるのが本来なのでしょうけれど、多くの場合は、ご家族が管理されてなんとかやっていく、ご家族内で揉めることがあったとしても、何とかやっていく方が多い、と思っておりました。他方、ご家族がないけれど財産がある方は、後見人を選任する。財産がない方は、生活保護で、長期入院になるなり、施設に入るなりして収まっていくという感じです。精神疾患のある方で、生活保護を受けている方だと、その人の生活が破綻してくると、自立支援、訪問看護でケアマネジャーがついて、ケアマネジャーから話があり、後見人をつけるという話になってきます。

一方、精神疾患の方で、家族がいない、もしくは疎遠な方で、生活保護でなく、ある程度年金で生活できてしまう方だと、本人に断られると、支援が入れられない。家の中は大変なのだけれど、手を付けようがなくて、結局、財産管理もどうなっているのか分からない、話を聞くとなんだか騙されている感じがするけれども、支援ができない、そういう困難さがあります。

その他に、先ほどの委員から障害のある子を持った親御さんのお話がありましたが、子を見ていた親からは、どの時点で後見制度を利用し始めたらいいのかが難しく、親が亡くなったとき、どうしたらいいのかについてよく相談を受けました。今までだと、身の回りのことは、訪問看護や在宅介護、それが難しければ入院や施設、お金が無くなれば生活保護と話していましたが、これからは、後見人についても紹介しないといけないと思いました。

では、何歳くらいから紹介するのが良いのか、親が急に死んだらどうするか、早く制度を利用した時のデメリットはないのかなどは、私では答えられないので、そういったことをご家族が相談できる窓口をお伝えできるとよいかと思ひながら、本日お話を伺っていました。

- ◎ まさに今おっしゃられたような場面で地域連携ネットワークが生きてくると思うのですが、いかがでしょうか。
- 年金収入等があり、ある程度の自立した生活をされており、福祉サービス等も利用されていないと関わる人がいません。そのような状況でも何らかの支援が必要ではないかと思われる方に気づいた、相談されたということになると、市町村等の窓口におつなぎすることができます。
- ◎ 保佐相当で、市町村申立てで保佐人をつけるということはあるのでしょうか。
- 単身や親族が近くにいない方であれば、市長申立てはあると思います。
- 私が注目したのは、親族が減って、専門職後見人が増えているという点です。親族後見人が減っているのは、単身世帯が増えて、家族の機能が低下している中でのことだと思うのですが、この傾向が強まるにもかかわらず、いろいろな制度が家族というものに依存したままということがあり、では、社会はどうしたらいいのだろうということを考えながらお話を聞いていました。そうすると、後見人の決め方がますます重要になって来ると思うのですが、親族後見人以外を選任する場合、どのようにして専門職が後見人になるのがイメージできないと、一般の方はどうしたらいいのか分からないと思いました。

これからの社会を考えるに当たり、今回のテーマに関しても人が足りないことを含めて、改善しなければいけないことがたくさんあると思ひ、大学にいる者としては、そういう

仕事に興味を持つ若者を育成することを目指したいと思いました。

- 高齢化社会から、超・高齢化社会に移行していくに当たり、二次的、三次的な影響として、ヤングケアラーの問題があると思いました。高齢者を介護する方が、精神疾患になってしまうケースの相談がかなりあります。その場合、家族がケアできない部分を子どもが担う、例えば、食事を作ったりするなど、それを子どもが行うことで、本来受けるべき時期に教育や養育を受けられなかったり、養育に影響があつて痩せてしまうなど、問題になって取り上げられてきています。これについては横浜市もアンケートを配布し、調査をしているところです。国の調査では、約5パーセントがヤングケアラーに該当することが分かっており、横浜市もヤングケアラーの実態調査の結果を踏まえ、今後の対応を検討していくことになろうかと思えます。
- 私は、遺産分割調停を主に担当しておりますが、その中に意思能力に問題がある方がいる場合には家庭裁判所調査官が関与して進めることとなります。稀にそれも難しいとなった場合、裁判官と相談し、後見制度の利用を検討すべきですが、どう繋げていくかは難しい問題だと思っています。というのも後見を判断するのは家庭裁判所であり、調停委員も家庭裁判所なので、判断する者が後見を薦めることになりかねず、権力分立を学んだ者としては、悩みがあります。
- 弁護士として実際に後見事件を担当していると、いろいろなご親族がいらっしゃいます。中には、虐待がある難しいケースもございます。後見人を務めるに当たって、親族の生活圏の中に入って、どのように本人の権利保護を図っていくか、非常に難しい面があります。申立権者がいないとき、申立てをどう担保していくかという問題もあります。最近の傾向としては、多職種のカンファレンスに参加させていただく機会が多くなってきています。今の住まい、暮らしぶりでもいいのだろうかということも、多職種で集まって、ご本人中心に、ご本人参加の中で考えていく機会が増えているので、そういった関係機関の受け皿を増やしていかなければいけないと思いました。
- 私も弁護士として、少ないながらも後見事件を担当しています。私も支援預金に関して1件担当して、金融機関へ引継ぐことになった際、電話にて問い合わせをしたところ、窓口担当者から知りませんと言われてしまうことがありました。最終的には、利用できたのですが、金融機関で商品として扱っていたとしても、窓口担当者が商品知らないということもあり、その点もネックでした。その他に後見制度の使い勝手という点では、親族後見人から仕事が遅いとか、結構、がんじがらめになるという声がありました。弁護士会の報告で後見人候補者の登録者数が減ったという話には驚いたのですが、後見人の担い手が少ないということであれば、資産がある方は、支援預金、信託の枠組みを使うこともあると思います。金融機関も親族後見人も、何か違和感があるのであれば、そこを調整というか弾力的にすることで、後見制度の利用促進につながるのかと思います。

また、ヤングケアラーの問題は、気になっています。まだ、どこかで苦しんでいる子どもがいるとしたら、何とかしてあげたいし、ケアしている子どもも、子どもにケアされている方も辛いと思うのです。ヤングケアラーを救い上げて、ケアされている障害者に何とかアプローチして、さらに後見制度の利用促進につながればいいと思いました。今後、いろいろな方と足並みをそろえながら、若者も救いながら高齢者、障害者も助ける、そんな施策になるとよいと思います。

- 検察庁と高齢化という問題で、最初に挙げられるのは特殊詐欺です。その被害者は、ほぼ全てが高齢者だということです。その中でも特に問題なのは、判断能力が不十分な方の被害をどう防ぐかということです。そもそも判断能力が全くない方は、会話が成立しないので、被害に遭わない。難しいのは、客観的には能力が不十分と思われるのに、本人には全く自覚がない、自分は被害に遭わない、大丈夫だと思っている方が詐欺被害に遭われている点です。このような方は、詐欺被害に遭うまで自分の能力に問題がないと思っていますので、当然後見制度の利用が必要だと思っておらず、詐欺被害に遭って初めて判断能力について自覚するということがあります。そのため、高齢者が詐欺被害に遭わないために、こういった制度が必要かは、まだまだ課題であると思っています。
- ◎ 裁判所側の委員は、いかがでしょうか。
- 制度を利用するにしても、まずは、本人が制度利用を受け入れるかどうかから始まるので、どういう形でこの制度の適用対象にもっていくかは、本当に難しい問題だと理解しています。
- 普段、家事事件は担当しておりませんが、10年ほど前、後見監督を担当していました。後見人が、身内の方であれば、身上保護が手厚く、財産管理が不正確や非合理で、逆に、専門職が後見人である場合は、財産管理が正確である一方、身上保護が身内ほどではない、そういったジレンマを感じていたところでもあります。今回説明があった制度改革を見ても、例えばリレー方式、複数選任や後見人候補者の調整もかなり充実していますし、後見の内容についての関係機関による助言や信用保証制度なども、かなり充実しており、まだまだ発展途上で改善すべき点があるのでしょうかけれど、10年前の経験からすると、本人のための制度としてより良い制度に変貌しており、隔世の感があるという印象です。

第6 次回テーマについて

「今年度発足100周年を迎える調停制度について」